

「The SAGA」ロゴ等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県（以下、「県」という。）が所有する「The SAGA」ロゴ等の使用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「The SAGA」ロゴ等（以下、「ロゴ等」という。）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 別図第1に示すロゴのデザイン
- (2) 別図第2に示すロゴマークのデザイン

(ロゴ等の権利)

第3条 ロゴ等の一切の権利は、県に帰属する。

(使用の申請)

第4条 使用者は、県に「The SAGA」ロゴ等使用承認申請書（様式第1号）とロゴ等を使用しようとする商品の見本等を提出しなければならない。

(申請の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、ロゴ等の使用について県の承認を受ける必要はないものとする。

- (1) 佐賀県原産地呼称管理委員会から認定を受けた酒類の申請者が当該酒類を販売す

るとき。

- (2) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (3) 佐賀県酒造組合及び公益財団法人佐賀地域産業支援センターさが県産品流通デザイン公社が使用するとき。
- (4) 報道機関が報道のために使用するとき。
- (5) その他、県が認めたとき。

(使用の承認)

第6条 県は、第4条の規定に基づく申請書を受理した場合はその申請内容を速やかに審査し、承認するときは、「The SAGA」ロゴ等使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

なお、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

- (1) 県の信用又は品位を害すると認められるもの。
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの。
- (4) 自己のシンボルマーク及び商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用のおそれがあると認められるもの。
- (5) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定が得られていないもの。

(6) その他、承認することが不適切と認められるもの。

(完成品の提出)

第7条 承認に関わる使用品等の成果物は、速やかに1部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容にのみ使用し、県の指示する条件に従うこと。
- (2) 県が定めた運用規定に基づき、色、形状、バリエーション、使用サイズの規制等を正しく使用すること。
- (3) 第三者にこれを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(使用料)

第9条 使用料は、無料とする。

(使用の期間)

第10条 ロゴ等の使用承認期間は、承認の日の翌日から起算して1年以内とする。ただし、使用承認期間の満了の日までに申請者の意思表示があれば、使用承認を同日の翌日から起算して1年間延長し、以後同様とする。

(承認内容の変更)

第11条 承認を受けた使用者が承認内容について変更し、又は中止しようとするとき

は、「The SAGA」ロゴ等使用変更承認申請書(様式第3号)にて直ちに県に申請しなければならない。

2 県は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「The SAGA」ロゴ等使用変更承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知

するものとする。

(承認内容の取消等)

第12条 県は申請書の内容に虚偽があると認めるとき、又は第6条の規定に該当すると認めたときは、その承認を取り消すことができる。

2 県は前項の規定により承認を取り消した者に対し、その承認に係る使用品の使用を

停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 県は承認を得ずにロゴ等を使用又は使用している者に対しても、前項の規定を準用

するものとする。

4 ロゴ等の使用の取消し、停止等に伴う使用品の回収費等は、使用者が負担すること

とする。

(損失補償等の責任)

第13条 県は、ロゴ等の使用について損失が発生したときの補償等について一切の責

任を負わない。

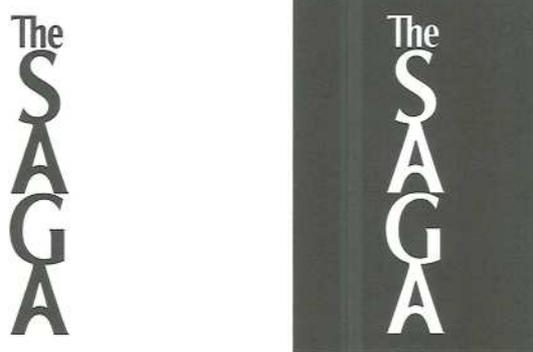
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月14日から施行する。

別図第1（第2条第1号関係）



別図第2（第2条第2号関係）

